

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	探偵業管理ファイル
実施機関の名称	千葉県警察本部長
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部風俗保安課
個人情報ファイル等の利用目的	探偵業の届出その他探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号、以下「探偵業法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するため
記録項目	第1 探偵業者 1 届出証明書番号、2 受理警察署、3 受理年月日、4 受理番号、5 法人等の種別、6 探偵業者(1)商号、名称又は氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)電話番号、7 営業所(1)名称(2)住所(3)設置年月日(4)種別、8 広告宣伝をする時の名称、9 代表者(1)氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)本（国）籍、10 廃止事由、11 開始届出年月日、12 変更届出年月日、13 変更年月日、14 再交付申請年月日、15 再交付年月日、16 廃止届出年月日、17 廃止年月日、18 訂正年月日 第2 役員 1 届出証明書番号、2 受理警察署、3 受理年月日、4 役員(1)役職(2)氏名(3)住所(4)生年月日(5)性別(6)本（国）籍、5 開始届出年月日、6 変更届出年月日、7 変更年月日、8 訂正年月日 第3 行政処分 1 処分公安委員会、2 処分番号、3 届出証明書番号、4 処分事由、5 処分の種類、6 処分年月日、7 処分対象者の属性、8 送致年月日、9 起訴・不起訴の別、10 廃止命令の有無（事由）、11 探偵業者名、12 処分対象者(1)氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)本（国）籍、13 行政処分営業所(1)名称(2)停止期間、14 廃止年月日、15 訂正年月日
記録範囲	探偵業者の新規、変更、再交付、廃止及び訂正、法人の場合の役員の新規、変更及び訂正、探偵業者の新規行政処分及び処分の訂正
記録情報の収集方法	届出者からの届出その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警視庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） ①千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター ②千葉県下39警察署の警務課 （所在地） ①〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号 ②https://www.police.pref.chiba.jp/police_department/index.html（千葉県警察ホームページ）参照

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	第1の6(1)、6(2)、7(1)、7(2)、7(4)、8、9(1)及び9(2)並びに第2の4(2)及び4(3)までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、探偵業法第4条第2項及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）第3条第1項による。	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項又は施行 条例施行規則第2条第7項 に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	